平成２６年（フ）第１０７号
長崎県佐世保市小佐世保町29番14号　ビクトリアマンション303、前住所長崎県佐世保市相浦町2745番地３
債務者　近藤　恵美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市東大久保町２番５号
債務者　古川　徳子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
長崎県佐世保市小佐世保町29番14号　ビクトリアマンション303、前住所長崎県佐世保市相浦町2745番地３
債務者　近藤誠太朗
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3522番地３
債務者　横山　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７７号
栃木県宇都宮市上戸祭町210番地　柏ハイツＢ―205、前住所栃木県宇都宮市中久保２丁目５番21号
破産者　阿久津まゆみ（旧姓富川）
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４１号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目３番地175、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町740番地49
破産者　松本　明生
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１８号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番30―303号
破産者　株式会社漓江
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７２号
埼玉県比企郡川島町大字吹塚864番地１
破産者　株式会社原製作所
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目14番10号
破産者　株式会社グローバルクオリティー
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４６号
大阪府吹田市豊津町１―14　サンマンション江坂206号
破産者　有限会社Ｄｒ．Ａｉｒｅｓ
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地16
破産者　有限会社三希サービス
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４５号
埼玉県所沢市大字上安松1227番地７
破産者　株式会社ゆうひ
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０４０号
大阪市東淀川区東中島１丁目18番５号
破産者　株式会社システム・デザイン・ジャパン
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３号
静岡県掛川市大渕11032番地の４、商業登記簿上の本店所在地静岡県袋井市富里2014番地の９
破産者　株式会社イーキュウト
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第６２２号
名古屋市中区錦２丁目10番22号
破産者　株式会社ホワイトスター
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１４号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号
破産者　有限会社サンタコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３５号
神戸市兵庫区浜崎通３番７号
破産者　有限会社ウイル・インターナショナル
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０号
旭川市１条通11丁目2076番地１エステートビル３階
破産者　株式会社ウェブコーポレーション
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
最後の住所　秋田県雄勝郡羽後町上仙道字西又156番地３
破産者　亡今野次男相続財産
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２８７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1437番地１
破産者　株式会社横浜シウマイ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部